

会 議 録

会 議 名	第10回小金井市市民協働のあり方等検討委員会		
事 務 局	市民部 コミュニティ文化課		
開 催 日 時	平成24年2月23日(木) 午後6時35分から午後8時35分		
開 催 場 所	前原暫定集会施設 A会議室		
出 席 委 員	安藤雄太委員長 川合彰副委員長 千葉恵委員 吉田孝委員 堀井廣子委員 玉山京子委員 今井啓一郎委員 飯野恭子委員 山路憲夫委員		
欠 席 委 員	白井亨委員		
事 務 局 員	1 小金井市 コミュニティ文化課長 鈴木茂哉 コミュニティ文化課文化推進係主事 岩佐健一郎 コミュニティ文化課文化推進係主事 高野修平 2 小金井市社会福祉協議会 (1) 小金井市市民協働支援センター準備室 市民協働推進員 加藤進 市民協働推進員 佐藤宮子 (2) 小金井ボランティア・市民活動センター 地域福祉係長 小早川良信		
傍 聴 の 可 否	可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可 の場合は、その理由			
会 議 次 第	(1) 協働事業における契約のあり方等に関する検討結果報告書 (案) について (2) 第2回市民懇談会について (3) 答申書(案) について (4) 答申書(案) の添付資料について ア 諮問書(写し) イ 委員会設置要綱 ウ 委員名簿 エ 委員会等の開催状況		

	<p>オ 市民協働に関する小金井市実態調査（アンケート調査）結果</p> <p>カ 市民協働に関する小金井市実態調査報告書</p> <p>キ 協働事業における契約のあり方等に関する検討結果報告書</p> <p>（５）「市と市民団体との協働推進に向けた提案」（小金井NPO法人連絡会・第9回市民協働のあり方等検討委員会資料9-2）の修正について</p> <p>（６）その他</p>
会 議 結 果	別紙のとおり
発 言 内 容	別紙のとおり
提 出 資 料	<p>（１）協働事業における契約のあり方等に関する検討結果報告書（案）（資料10-1）</p> <p>（２）第2回市民懇談会発言要旨（資料10-2）</p> <p>（３）答申書（案）（資料10-3）</p> <p>（４）市と市民団体との協働推進に向けた提案（修正版）（資料10-4）</p> <p>（５）平成24年度施政方針（抜粋）（資料10-5）</p>

第10回検討委員会会議結果

- 1 協働事業における契約のあり方等に関する検討結果報告書（案）について
第9回検討委員会（9月27日）及び第3回起草委員会（11月17日）
に示した報告書（案）を一部修正した内容で、了承された。
- 2 第2回市民懇談会について
発言要旨を報告し、参加者の意見の答申への反映について了承された。
- 3 答申書（案）について
第2回市民懇談会に示した答申書（案）を一部修正した内容で、了承され
た。また、答申書の概要版を作成することになった。
- 4 答申書（案）の添付資料について
事務局案のとおり了承された。
- 5 「市と市民団体との協働推進に向けた提案」（小金井NPO法人連絡会・第
9回市民協働のあり方等検討委員会資料9-2）の修正について
2委員から資料の差し替えについて説明があり、差し替えが了承された。
- 6 その他
第11回検討委員会の進め方について確認がなされた。

発 言 内 容

【安藤委員長】 それでは、時間になりましたので、開始したいと思います。お久しぶりでございます。あと1回だけ残しておりますが、今日は実質的に最後の委員会になると思いますのでよろしく申し上げます。事務局の方で資料等について、ご説明をお願いします。

【鈴木課長】 はい。みなさん、こんばんは。お忙しい中、市民協働のあり方検討委員会にご出席いただきましてありがとうございます。本委員会も本日と3月28日の残り2回ということになりました。本日は、答申（案）の最終調整が主な議題になろうかと思いますが、どうぞよろしく申し上げます。本日提出させていただきました資料について、確認させていただきます。事前に皆様に郵送させていただいております資料としまして、次第、提出資料（2）第2回市民懇談会発言要旨（資料10-2）、（3）答申書（案）（資料10-3）、（4）市と市民団体との協働推進に向けた提案（修正版）（資料10-4）、（5）平成24年度施政方針（抜粋）（資料10-5）の5点でございます。本日、配付させていただいた資料としまして、提出資料（1）協働事業における契約のあり方等に関する検討結果報告書（案）でございます。また、本日の次第の3の議題の（4）答申書（案）の添付資料についてということで、ア～カまでは、事前に郵送させていただいており、キの協働事業における契約のあり方等に関する検討結果報告書は、本日皆様に配付させていただいております。それともう1点、答申書（案）の一部差し替えということで、6ページ、18ページ、19ページ、25ページの4ページ分を一部差し替えということで配付させていただきました。資料の確認については以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【安藤委員長】 ありがとうございます。

それでは、先ほども言いましたように、きょうは事実上の最後の委員会になります。次回は市長に答申書をお渡しするというので、ほぼセレモニー的な状況になりますので、委員会があるといっても議論をということではありませんので、きょうがいろんな形で最終的な意見を調整するという最後の日になるかと思います。

それで、きょう、これで確認していただいた後、大きい流れとしては、これまで起草委員会の中でも議論してきましたし、もしかしたら、皆さんから見て若干の文字訂正等々あるかもしれませんが、そういったことをお聞きしながら、大きなところの食い違いがなければこれでいきたいなというふうに思っておりますので、そんなことも含めながら議論をしていただけたらというふうに思います。

それで、残された時間で次回の委員会、いわゆる答申書をお渡しするときの進め方を委員の中でそれぞれ確認しておくことができるというかなというふうに思っておりますので、最後の時間を残しておいていただければというふうに思います。

それで、きょうは、そういう意味での答申書ということで、一番重要になるのがお手元に、事前にお送りさせていただきました答申書（案）というので、資料10-3というのがメインになるかというふうに思いますので、これで差しかえのものがきょう机の上の上に配付されたローマ数字の「市民協働の定義、意義及び原則」というのはこれになります。これをお手元に置いておいていただければというふうに思います。

それで、あとはどちらかという、議題の中の添付という部分になってきますので、添付の資料のところについては、10-1の契約等に関する検討結果の報告、これをも

う一回先に確認させていただきますが、それ以降のお手元に行っているところの資料で、全部入れるかどうかということも含めて、少しご意見をいただけるといいかなというふうに思っております。

それでは、先に事務局のほうで、きょう机上のところ配付していただきました契約のあり方等に関する検討結果報告というのだけちょっと先にご説明、報告いただけますか。どうぞ。

【事務局】 座らせていただきます。

【安藤委員長】 座ってどうぞ。

【事務局】 協働事業における契約のあり方等に関する検討結果報告書、申しわけありませんでした。本日配付ということになってしまいました。

この報告書（案）につきましては、9月27日の第9回検討委員会に報告書（案）をお出しいたしました。そのときは大方のご了承を受けまして、小委員長にご一任ということになったわけでございます。その後、起草委員会に入りました。起草委員会で最終的に、これは本来は契約の小委員会に報告すべきところでございますけれども、既に契約小委員会は終了しておりましたので、11月17日の第3回起草委員会に一部修正した案を提出してご説明申し上げたところでございます。

さらに、今回の答申書に合わせまして、表現等も統一させていただいたということもございまして、一部ちょっと提出も遅れたということもございまして、そのことも含めまして、内容的にご説明申し上げたいと思います。

アンダーラインを引いてあるところが、実は第3回の起草委員会に提出してご説明した内容と違ったところでございます。

1ページから5ページにつきましては、アンダーラインを引いた箇所はございません。

6ページをお開きいただきたいと思います。6ページは、この（2）のところがアから何か所かアンダーラインが引いてございますが、実はその当時は、市民協働の定義についてきっちりした定義を前提として書いたわけではございませんで、（2）のア、「行政もNPO等も」という形で全部、今回は「市民活動団体」に直しましたけれども、「NPO等」という言い方をしてございました。今回、答申書で定義をしまして、「市民協働とは」ということで、定義の中で、これは逆に今回の答申書（案）の6ページをごらんいただきたいと思います。

ここで、「市民協働とは、『市民活動団体等と行政が』」という形で、協働の相手を「市民活動団体等」としております。それから、4行目、5行目で、『市民活動団体等』とは、次の団体を言う。」というので、NPO等、それから、公益法人等、教育・研究機関、企業の社会貢献部門としてございまして、「NPO等」のままでは誤解を招くということもございまして、「市民活動団体等」というふうに全部「NPO等」を言いかえさせていただきます。それが6ページの修正箇所でございます。

それから、同じく7ページも、これは「市民活動団体等」と、もともと「NPO等」となっておりますものを言いかえたものでございます。

それから、9ページをお開きいただきたいと思います。9ページにつきましては、これは市民協働における契約等のあり方というものでございますけれども、1といたしまして、従前の案では、「市と協働相手が協働の原則（例 横浜コード）」というので、横浜コードをそっくりここに記載してございました。5原則をですね。ところが、この答申書の中で、市民協働の原則をきっちり横浜コードの受け売りではなくて定めたこと

もございまして、今回の答申書の市民協働の原則をここに紹介させていただいたということでございます。

それであと、「市と協働相手が」という、「協働相手」という言い方を実は随分しておったところですけど、これを整理しまして、「市」を行政に直して、「協働相手」を「市民活動団体等」に直してございまして、「行政と市民活動団体等が、『協働の原則』を「市民協働の原則」としておりますので、答申書に合わせまして、「市民協働の原則」、それから①から⑥、これは今回は⑤の「時限性」が加わったのでございますけれども、これを今回の答申書の案どおりに引用したということでございます。

それから、細かい話ですけども、1の3行目に「遵守して事業を実施するよう」というのを、もともとの案では「実施できるよう」となっていましたけれども、「できるよう」というのは適切じゃないので、「実施するよう」と、むしろ協定書に明記すると、あるいは契約書に明記する。「実施するよう、協定書等に明記する」というふうに少し積極性を持たせていただきました。

それから、3番目も「市と協働相手」となっておったのを「行政と市民活動団体等」というふうに直しました。

4番目も全く同様でございます。

それから、5番目のアンダーラインですけど、ここは「諸経費」となっておりました。これは答申書（案）のほうでは、すべて「諸経費」を「間接費等」に改めた関係上、ここも間接費等」と改めました。これはなぜそうしましたかということ、国の、政府の対応の表記の仕方として適切な間接費等を認めるようにしようじゃないかと。地方公共団体にもそれを促しましょうというような報告書が政府の対応として出ていますので、その国の言い方に合わせたものでございます。

それから、6ですけども、「契約による成果」となっていましたものを、これも他市の協定書等に倣いまして、「事業により得られた成果」としたものでございます。これは別なところにも出てきております。

6の内容は、従前は、「協議により協働相手に帰属させることができるなどとする」という表現ございましたけれども、「できるとするか、双方に帰属するようにする」と、これは先進市の例で両方の例があるものですから、これは選択的に両方あり得るよと。最初から帰属先を行政と市民活動団体に認めている協定書の例もございしますものですから、両方書かせていただいたものでございます。

それから、7番目、全部アンダーラインを引いてございしますけれども、これは「資金余力のない市民活動団体等が協働事業に参画できるように、前払いや概算払いが可能な費目について、一定条件のもと前払いや概算払いができるようにする」と。これは政府の対応の中にこのような書き方をしてございしますものですから、答申書のほうにもこれに引っ張られて、政府がやるのであればということで、答申書にも1項目入れさせていただいたところですけども、それに合わせた形で契約のあり方についても書かせていただいたところでございます。

11ページをお開きください。3ですけども、3の『協働推進条例』を制定したり、現行条例を改正した場合は」となっております。アンダーラインが引いてありますけれども、前の案では、「現行条例を改正したり、協働推進条例を制定した場合は」ということで、「改正」のほうを前に出してきました。答申書の論調は、新たな条例の制定というのに重きを置いておりますので、「改正」を前に持つてくるのはよろしくないだろう

と思ひまして、「制定」。ただ、「改正」もあり得るということでもありますので、このように順序を逆にしたところでございます。

それから、12ページのタイトルの（契約部分抜粋）と書いてありますけれども、（契約部分）だけでしたけど、（抜粋）というふうに、そっくりそのままこれは政府の対応というのを抜粋したものでございますので、何の脚色もないという意味で、（抜粋）というのを入れさせていただきました。

以上でございます。

【安藤委員長】 ありがとうございます。この協働契約についても小委員会の中で、いろいろな形で検討させていただきまして、本文の関係があるので、文言をとというのが主のところでございますので、本文のほうもほぼ固まりましたので、それで全部言葉を合わせたというのが大きいところでございます。

あといくつかございますけれども、基本的にはこれをもって報告をしたという形にさせていただき、この答申の中に入れさせていただくことがいいのかなというふうに思っているところがございますが、今の説明のところでは何かご質問等々があるかと思ひますが、いかがでしょうか。どうぞ。

【玉山委員】 本質的な問題ではなくて、ちょっと語句のことなんですけど、この前の市民懇談会も、私は決してこだわっていないんですが、「行政と市民が」とか、「市民と行政が」とか、どっちが頭に来るのかという話になって、できれば、「市民と行政が」のほうがよくないかというのを今ちょっと思いながら聞いていたんですけど、この答申（案）の6ページの定義のところには、「市民協働とは、『市民活動団体等と行政が』」となっていますよね。

繰り返します。私は個人的にどっちでもいいんですけど、検討結果報告書の6ページが全部「行政」が頭に来ててちょっと目立っちゃうなと思ひまして、多分ほかにもあったと思うんですけど。

【安藤委員長】 ほかに、本文の中にも多分そういうのがあったと思ひます。

【玉山委員】 ちょこちょこあるとは思ひんですけど。

【安藤委員長】 ええ。あるので、基本的には行政のほうに持ち込むものだから、とりあえず「行政」を前に持ってきて。

【玉山委員】 そういうことであればいいと思ひます。ここはいくつか「行政と市民活動団体等」というのがあったので。

【安藤委員長】 はい。そうですね。

【玉山委員】 はい。ちょっと気になっただけです。

【山路委員】 玉山さんが言われた「市民活動団体等」というふうにするということについてはコンセンサスがとれていると思うんですけど。要するに、この前の市民懇談会の中で、市民ということにしないかという話があったけれども、あれは間違いだという。というか、我々はそういう立場はとっていないというコンセンサスはきちんとしておく必要があると思うんですね。

【玉山委員】 「市民活動団体等と行政が」の順番のほうがよくないですかというか、ちょっと意見があつて。

【安藤委員長】 そうですね。

【玉山委員】 でも、私は安藤さんの言うようにそれでもいいと思うんですけど。そういう意味で、混在しているのもいいかもしれませぬね。

【安藤委員長】 言い回しの指摘が多分出ると思いますけどね。基本的にスタンスとしては行政への答申、行政に対する答申がということで、行政さんは頑張ってるよねというところですね。それもちょっとあるので。

【山路委員】 それはいいが、「市民」か「市民団体等」かというのは、これは大事なところですよ。

【安藤委員長】 これは「市民団体」に。

【玉山委員】 それは済んでいます。すみません。ちょっと私、はしょっただけです。

【安藤委員長】 もう統一させていただいているので。

【玉山委員】 というだけです。

【安藤委員長】 はい。ほかにいかがでしょうか。

【川合副委員長】 これはこの段階ですから、案はとれるんですよ。

【安藤委員長】 とれます。これでとれちゃいます。

【事務局】 今日、もし本委員会でご了承いただければ案がとれます。

【山路委員】 この9ページの「間接費」よりは、「必要経費」のほうがわかりやすいんだけど。行政関係の表現は「間接費」になっているんですね。

【安藤委員長】 諸経費、間接費、いろいろとあるんだけど。必要経費というと、ちょっと意味合いが違うんだけど、必要経費でもいいんだけど、どちらかというとその部分は委託を受けたときの団体側のいわゆる本体の運営に必要なものという、そのニュアンスがあるんですよ。だから、必要経費であるのは間違いないんだけど、事業に直接必要なものじゃなくて、団体運営に例えば20%か、15%か議論していきまして、そこの経費ということも全部含めているので、そういう意味で間接というふうにあえて置きかえて、それは政府のこちら側の報告の中にもそのことが含まれていますので、そういう言葉に置きかえたということです。

【事務局】 管財課等からすれば、諸経費のほうがわかりやすいということもあったんです。経過としては。しかし、諸経費というのは直接経費の諸経費もあるし、間接経費の諸経費もあるわけですね。それで、特にここで言っているのは、今、委員長がおっしゃったとおり、直接的に事業に要する経費と、それから、本体の法人運営等にしても経費がかかります。そういう部分をちゃんと適切なものを見てくださいよという意味なので、国の言い方のほうがわかりやすいのかなと。しかも、正確かなというふうに思ったんですね。いずれにしても、直接事業にかかる経費ではないにしても、全体的に事業にかかる経費であることには間違いないです。事業にかからない経費は契約の積算根拠になりませんが、間接費を含めて直接的に事業に要する経費とプラスしたのが全体の事業に要する経費だという解釈ですね。

【山路委員】 そういう意味ですか。例えばNPO法人の維持運営に必要な経費というのがさしあたっては考えられるということですね。

【安藤委員長】 そうです。

【事務局】 それが全部その当該NPOの維持というわけにはいかないわけですね。当然ほかの活動もしているわけですからね。その辺のところがとても微妙なところがあるわけですね。

【山路委員】 微妙ですね。

【事務局】 いずれにしても、本体がなければその出先で事業をやっても、事業をやるだけの経費は本体がなければできないわけですから、そういう意味では国の言い方が

わりと適切で正確なのかなと思いましたので。

【山路委員】 ただ、くどいようだけど、そういう話だとしたら、「事業の実施に必要なだけの直接経費のほかに」というふうに入れたほうがわかりやすいんですがね。それを強調したいのであれば。

【事務局】 これは国の言い方に引っ張られた言い方なんですけど、この後ろの抜粋を見ていただくと、「コストの把握及び適切な間接費等の積算」ということ、「政府の対応」というのはほとんど説明してございますけれども、これに引っ張られて、なるほどこちらのほうが正確かなと思って直したわけなんですよ。

【山路委員】 そういう意味、深い意味があったというのは。

【事務局】 そうですね。

【山路委員】 だから、これなんかから見ると、サラッと読んじゃうとわかりにくいですね。

【安藤委員長】 これはやっぱりNPOのいろんな全国のところでは、これは絶対認めるべきだというそういう議論は必ずあるものですから、直接的でない間接の団体の運営経費ということです。

これは、「間接費」というのは本文と合わせたんですね。

【事務局】 合わせました。

【安藤委員長】 合わせてますよね。

【事務局】 はい。

【安藤委員長】 はい。じゃ、これは多分、本文を見るときにまた同じ問題が出てくると思います。

それでは、こういったことでもって、契約のほうはこれを本体の答申の付属資料という形になっていくかというふうに思いますので、この部分で本文の中でも一部同じようなことを入れてございますので、またそのときにお読みいただければと思います。

さて、これで本体のほうを見ていきましょうか。それでは、答申（案）の本文のほうに行きたいというふうに思います。あと、あわせて、きょうの机前にお配りしたものが、Ⅲのものがくっつきますので、それもあわせて見ていただければと思います。

それでは、事務局のほう、大変申しわけございません。起草委員会では何回も何回も見ている部分ですけども、本委員会としては議論というよりか、送られてきたのを目を通していただいていると思いますので、細かくなくていいと思いますので、大枠のところ、ポイントとなる部分だけちょっと全体を説明していただけますか。

【事務局】 委員長、その前に、第2回市民懇談会の発言要旨を考慮して、一部修正しましたので、こちらのちょっと……。

【安藤委員長】 はい。こちらに行きましょうか。じゃ、これの大枠。

【事務局】 ええ。簡単にですね。

【安藤委員長】 はい。簡単にしていただけますか。

【事務局】 資料10-2というのがお手元にあると思います。これは1月26日に委員の皆さんもご出席になりまして行いました第2回市民懇談会の発言要旨でございます。これは第1グループと第2グループに分けまして、最初に委員長がこの答申（案）について全体を説明いたしました。それから、それについて、第1グループと第2グループに分かれまして議論をいたしました。意見を言っていただきました。それから、第1グループ、第2グループを合体して全体の意見交換会を行いました。

委員長の説明は省略してございますけれども、市民の意見を聴取した第1グループから発言要旨をまとめさせていただきました。このまとめるに当たりましては、これは反映させるべきだと判断されたものと、4つに分けたんですけど、反映させたほうがいいんじゃないかという部分がありました。それから、これは既に反映させていますよという部分が2番目にありました。それから、反映させるかどうか判断がつかないという部分もありました。4つ目には、反映させることが困難だという、この4つに大きく分けまして、一つ一つチェックをしていきました。その結果ですね。

それから、委員長が最後にまとめられて、もしその文言等の意見があれば、文書で提出してくださいということで、一人の方から文言の修正について意見がありましたので、その文言の修正の資料もにらみ合わせながら修正をかけていったわけでございます。

結論的に言いますと、1ページの真ん中ほどに「市民」というのがあります。ちょうど真ん中。これは残念ながら、「合格点にはいかない」という厳しい意見でございましたけれども、「市民協働の基本的な理念をもっとはっきり表現すべきだ。市民協働をやることによって、市民が行政の中に入って行く。それで、くさびを打ち込んで行政が変わっていくきっかけをつくるのが協働ではないか。財政が厳しくなったからとか、市民の要望が広がったからというが、それは目的ではなく結果だと思う。条例の制定や契約制度の変更、センターの設置にしても、目的ではなく、手段だ。この答申（案）には手段が多すぎる。市民協働の目的をとうとうと打ち出すべきだ」という意見がありました。

これを受けまして実は、「全体の意見交換会」、5ページを開いてください。やっぱり真ん中ほどで、「別の方から」、これは先ほどの第1グループの発言された市民でない別の市民の方という意味ですね。『今なぜ協働か』で、『制度が疲労して行政がうまくいかなくなっているところをパラダイムシフト』、要するに、日本語に訳すと、枠組みの変更、転換といいますかね。そういうことをして、『協働が入ることで民主主義本来の活力を取り戻すということ、まずは書いておかないと、細かい話に足を取られてうまくいかないのではないか』という指摘があった。私も本当にそう思う。その趣旨をぜひ入れてほしい。これは主に行政職員が読むということであるが、行政職員に期待するのは難しい部分があるので。理念を書き、誰でも分かるように直接的に書くべきだ」というご意見がありました。

一番最後の、「委員」という、これは山路委員ですけれども、「パラダイムシフトという難しい言葉が使われたが、よく分かる。議会も含めて制度疲労を起こしている。市民の声を聞く仕組みはできたが、機能していない。それを変えていく必要がある。第三者委員会はその大きな柱の一つだ」という発言がございました。こういう発言を受けまして、これについては、どこかに入れたほうがいいのではないかと思います。そういう前提で、答申書のきょうの案を見ていただきたいと思います。

まずページをパッとごらんになると、起草委員でない方は、このページを見られると大体の流れがわかると思います。

まず大きく分けて、「はじめに」というのがありまして、これは番号ついていませんけど、この答申を出すきっかけというのはどういうことかというのを初めに書いてあります。それから、「今なぜ市民協働なのか」、それから、Ⅱとして、「市民協働に関する小金井市の実態等」、それから、Ⅲとして、「市民協働の定義、意義及び原則」、Ⅳとしまして、「市民協働を推進するための制度的条件整備」、Ⅴとしまして、「市民協働を推進するための環境整備」、それから、「協働事業における契約のあり方等」、Ⅶとしまして、「(仮称)

小金井市市民協働支援センターのあり方等」、最後に、これは委員長がお書きになった「市民協働の推進に向けて」という、終わりにという意味での最後の締め言葉でございます。

そういう実質、中身としては7章。「はじめに」と「市民協働の推進に向けて」ということをそれに付加しまして全体的にでき上がったところでございます。

1ページの「はじめに」につきましては、なぜこのような答申に至ったかという経過を多少書いてございます。頭には、「これまで公共的なサービスは多くが行政に期待されてきたが、社会経済状況が大きく変化し、複雑、多様化した地域課題・市民ニーズに対して、行政だけでは対応が困難になってきている」と。こういう中で諮問を受けたのだということを書いてございます。

それから、2ページの「今なぜ市民協働なのか」という、これは市民協働の背景を書いてございます。ここでアンダーラインを引いているところが、先ほどの第2回市民懇談会で出た意見を反映させてみたところでございます。これは一昨日、今週の月曜日、20日に正副委員長と打ち合わせをしてございまして、その第2回市民懇談会の発言要旨を示しまして、分析して意見交換をして、事務局（案）について示しました。委員長からご意見いただきまして、その了承のもとにまとめたものでございます。

この4行目から、「そして、行政システム等の社会システムがいわゆる制度疲労を起こし、十分に機能しなくなっていることを直視すべきである」ということで、ここにまず1回書かせていただきました。

それから、後ろから六、七行目のところで、「また」以下、「協働の意義がここにある」という意味で、協働の意義が書かれていまして、さらにそれにつけ加える形で、「また、行政と市民が協働することにより、行政システムが大きく転換する要素ともなり得るものである」というふうに加えさせていただきました。

3ページのⅡの「市民協働に関する小金井市の実態等」につきましては、これは特に小金井市の市民協働の実態調査小委員会がまとめたものをほぼ踏襲してございます。

4ページをお開きください。これは、市民懇談会で示した答申書（案）を変更したところにアンダーラインを引いてございます。ただ、残念ながら、除いたところは表現ができませんで、除いたところもほんの少しございますけれども、それは時間がかかりますから省略し、付加したところを述べさせていただきます。

イとしまして、「現在実施している協働事業（70事業）については、市民協働の原則をできるだけ取り入れ、さらなる充実を図るべきである」。事務局としましては、現在、市民協働をやっていますよという事業が70事業出てきたわけですね。これについては、いわゆる第三者委員会をつくって、提案制度から出てきた市民協働の事業と分けなきゃいけないなと思っております、しかし、その70事業についてもこれも6・7ページの市民協働の原則をできるだけ取り入れて、さらなる充実を図るべきであるということをつけ加えさせていただきました。

6ページをお開きいただきたいと思えます。（5）で、時限性の原則を入れさせていただいています。これは委員長がしばしば発言されていたことございまして、3年なら3年を経過した後は、癒着等を防ぐという意味もありまして、全体を評価して、1回そこで評価するんだと。さらに継続するかどうかは改めて検証すべきなんだというのは時限性の原則と言われるものだそうですけれども、これを入れさせていただきました。

9ページをごらんいただきたいと思えます。これは「市民協働を推進するための制度

的条件整備」ということで、先ほど8ページの市民協働……。

【安藤委員長】 すみません。今のⅢのところは差し替え分でやってもいいんじゃないですか。

【事務局】 はい。そうですね。わかりました。失礼しました。

それでは、先ほどの6ページにもう一回戻りまして、6ページの定義の(1)NPO等というふうになっていまして、(NPO法人)と書きましただけけれども、これは「特定非営利活動法人」と直したほうがよかろうと思って、正確に表記いたしました。

それから、時限性は同じですけども、その前に原則で、「市民協働の原則」、これは「協働の原則」というのは「市民協働の原則」としたんですけども、「対等な関係の確立」というのが、「対等な関係を保ち、尊重する」となっていたんですけど、「確立」ということなので、「対等な関係を確立し」ということで、「確立」という言葉に引っ張られて、こういうふうに「確立」に直しました。というのは、確保というのは、保つというのは、現在あるものを保つという意味ですので、現在ないものですから、「確立」のほうがよかろうということで、これに引っ張られました。

6ページは以上でございます。

それから、9ページですけども、9ページは、「協働事業により得られた成果」これが前は別な表現をしておりました。これは市民懇談会ではどうなっていたっけ。

【玉山委員】 知的財産権というものですよね。

【事務局】 「協働事業により発生した知的財産権」としておりました。これも「協働事業により得られた成果」というふうに表現を変えさせていただいたんですけども、必ずしも財産権という、知的財産権というのは著作権だとか、一番あれなのは特許権だとか意匠権だとか、デザインですね。それから、商標権などのことを言うんでしょうけど、そこまで高められなくたって、成果としてあるものであれば、それは保護しなきゃいけないよという考えで、少し広がるんですね。したがって、知的財産権を、得られた成果という形で、少し広げさせていただいたと。

これは実は先進市の2市の協定書も、「協働事業により得られた成果は」というふうな表現の仕方をして、協定書を結んでございます。そのことも参考にしてこういう表現にさせていただきました。

それから、「協議により市民活動団体等にも帰属させることができるとするか、または双方に帰属することを契約等で明記する」と、これは先ほどの契約のあり方についての報告書と同一の表現をとってございます。両方があり得るので、選択的に書きました。

それから、10ページですけども、これは「丸投げ」という言葉は行政用語ではなくて、国語的な用語なんですけれども、「いわゆる」ということで若干、行政用語でないので、こういう表現をいたしました。

それから、「市民提案型の要件等」で、ウというのがございます。これは、もともとは「財政的保証として、人件費を含めた管理経費を一部含めて上限額を定めておくことも必要である」という表現でございましたけれども、より直接的に書かせていただきまして、要するに、財政的保証として、間接費等を契約金額の一定割合とすることを定めておくことも重要なんだと。いわゆる全体の契約金額が1,000万であれば、その15%なら15%が間接費だよということも大事じゃないかということで、直接的に書かせていただきました。

それから、11ページの「市民協働」、これは「市民との協働」となっていたのを「市

民協働」に統一いたしました。

それから、12ページの7番ですけれども、ここのものはもともとは、この項目は入ってなかったんですけど、これは玉山さん、その前の段階ですね。

【玉山委員】 そうです。ちょっと古かったものですね。

【事務局】 この趣旨は、12ページ、12の7で市民懇談会に配付した資料。つまり、市民に配付した資料につきましては、「公益的な事業を行う市民活動団体等に対する助成制度の創設」となっていたんですよ。これだと、団体に対する助成制度だというふうに思われちゃうんですけど、あくまでも、行政サイドとしては、市民活動団体等が行う公益的な事業に対する助成なんです。団体に対する助成じゃないもので、より正確にさせていただきました。ただ、これも2種類ある方がございまして、より団体に対する助成の色合いが濃いというのは、創設して何年以内に対して公共的な事業をする場合というようなものと、非常に成熟した活動団体に対する補助制度と2通り設けているのが先進市の例ですけれども、いずれにしても、団体そのものに対する助成ではなくて、事業に対する補助なんです。ということで、それを書かせていただきました。

2番目も同じような意味で少し言い方を変えさせていただきました。

それから、5番目としては、環境整備ですけれども、これは変更がございません。

それから、6番目として、協働事業における契約のあり方等。今回の18ページの差し替え分をごらんいただきたいと思います。これは6の(2)にアンダーラインを引いてございますが、実は、契約の報告書は、この答申書に添付する予定なんですけれども、やっぱり添付資料は読まれにくいんですね。ですから、添付資料があるから省略するというのはどうなのかなと思ひまして、肝心なところは書いたほうがいいと思ひまして書かせていただいたんですけど、この(2)は「協働事業提案制度により事業内容が行政又は市民から提案され、第三者委員会により採択され、仕様書の大枠と協働相手が決定されることを前提に、協議の上、仕様書を作成する」と。この前提がないと、行政はびっくりしちゃうわけ。行政の仕事を全く前提なしに、最初から市民協働だからといって団体と協議するのかということで、非常に実態に合わないということもありますので、そうではなくて、丁寧な段階を踏んで第三者委員会でまず提案があって、それを採択して、事業の大枠、内容が決まるわけ。そうした上で事業者も決まります。そこで市民提案型の場合はその市民活動団体と契約をするか、あるいは行政提案型でいくつも応募があった場合には、プロポーザルをやるんだろうと思いますけれども、いずれにしても、事業者が大枠決定しますので、そういうことを前提に協議をするんだよという意味で付加させていただきました。これは契約の報告書の中にもそっくりこういうふうな表記がしてあります。

19ページをごらんいただきたいと思います。19ページは、この(1)ですけど、なお書き以下は新しくつけ加えさせていただきました。これは契約の報告書にはこのとおり書いてございます。要するに、協定万能ではございません。つまり、協定万能ではございませんよということで、「委託契約、補助等による方がより効果的な事業については、それらの方法による」というのは、契約の報告にも書いてございますとおり、これは省略しないほうがいいかなと思って、この本委員会でもしばしば議論になったところなんですけれども、このとおり書かせていただきました。これが19ページです。

それから、21ページ、これは市民協働支援センターの設置ということで、もともとこれは設置の目的・理念というのが1になっていました。ただ、やはり第4次基本構想

の前期基本計画に優先的に整備する施設として、市民協働支援センターが挙げられているということでもありますので、その状況を客観的に表現したほうがいいなというのがここです。若干の言い回しを、例えば2の(1)の4行目は、行政と市民を指導するみたいな書き方をしていましたけど、これはコーディネートしたりということ、言い回しを変えました。

それから、24ページをお開きいただきたいと思います。原文というか、前の案は、「センターが機能的に運営されているかどうかを評価する運営委員会の設置が望まれる」という表現であったと思います。これは必要だというふうに強めた方がよいと思ひまして、これはどうしても必要だと。それで、「運営委員会」は別の項に移したと。

この言い方は、「予算やその使い方など」を、「予算やその執行が適切かどうか」というふう言い回しを変えたわけでございます。

それから、最後の「市民協働の推進に向けて」と、25ページでございます。これは1カ所どこかつけ加えたと思うんですけど、すみません。この25ページの差しかえ文ですね。きょうの差しかえ分、25ページの6行目、「一方、小金井市は」と。これは「主要計画等」という、「等」を入れさせていただいたんですね。これは計画だけじゃなくて、大綱とか、基本構想とか、必ずしも計画という文言を使っていないものですから、「等」というふうに入れさせていただきました。

以上でございます。

【安藤委員長】 ありがとうございます。長年議論してきた部分を文言で表現して、かなり集約していったものですから、今の説明をお聞きいただきながら、かなり文言そのものをいろんな形でもって配慮できるような部分も多々あったかなと思いますが、その辺のことで文章化をさせていただいたということになりますので、皆さん方のほうで、少しお気づきの点についてご意見等々がいただけたらと思いますが、これだとちょっと長文になりますので、どこからでもという、あっちに飛び、こっちに飛びになりますので、ローマ数字ごとに追いながら、かなり文言の小さい部分はもしかしたらまだまだあるかもしれませんけれども、大きいところで、これはという部分がありましたらご意見いただければというふうに思います。

それでは、最初のページの1ページの「はじめに」というところですが、まずここに目を通していただけたらと思います。ここは最初から訂正等々はありませんが。

【飯野委員】 これは完璧でいらっしゃると思いますので。

【安藤委員長】 いいですか。ありがとうございます。

またもとに戻って、読みながら、また、あっ、前のはというのものもあるかもしれませんので、お戻りいただいても結構でございますので、進めていきたいと思ひます。

それでは、ローマ数字のIのところ、「今なぜ市民協働なのか」、ここは懇談会のときの意見を大きく入れさせていただいたという感じです。どうぞ。

【山路委員】 よろしいですか。別に大きく入れる必要は私はなかったと思うんですけど。要するに、基本的にこの前聞いた、私は第1グループに入っていないなくて、第2グループに入っていたんだけど、これを改めて読み返しても、それからあと、全体の会議の中でも、主に2の方が言われた意見を聞いても、やっぱり勘違いしているんじゃないかと思うようなところがあるんですね。その勘違いしているところというのは、理念をもうちょっと打ち出すということをおられるんですけど、今までの反省として、そもそもこのあり方検討委員会でやってきたことは、理念とかお題目より、それを具体

的に実現するための手だてをどうすればいいのかという手段をきちんと詰めないことには実現しないんだという認識でやってきたわけだから、そういう言い方というのは今までの流れとか中身をきちんと読んでなくて、誤解されて言っているんですよ。だから、その意味で私はあんまり考慮する必要はないと思っています。

という意味では、基本的に事務局がつけ加えられたことは、別に異論はありませんけども、つまり、そんなに意識する必要はないと。

それから、最後のところの安藤さんのところにかかわる話なので、一言。まとめていただいた話にちょっとかかわる話。

【安藤委員長】 はい。オーケーです。

【山路委員】 要するに、強調したいのは、前から「市民協働の推進に向けて」という25ページのところで、9行のところですね。「こうした背景から本委員会は」のところですが、このところで、「小金井市が行政施策を遂行する上での協働の考え方と」、それに基づいて、「市民協働を推進するための基本的制度を明らかにすることを目標とした」というまでは、ややパンチ力が弱いので、今の私の認識からすると、市民協働を推進するための基本的制度を、方策あるいは枠組みをつくり上げることを目標にしたというふうにしたほうがわかりやすいのではないかと。

【安藤委員長】 なるほど。オーケーです。

【山路委員】 そのこのところを理解してもらわないと、この前のような、一部市民の人たちのああいう誤解なり、あれが出てくるというふうに言わざるを得ないんですよ。

【安藤委員長】 じゃ、「明らかに」というのを「つくる」ということでいいですね。

【山路委員】 そうです。「つくり上げる」とかね。だから、まさにその手段が大事なんです。具体的に推進するための。そのこのところを強調したほうがいいということです。

【安藤委員長】 どちらかというところの懇談会の皆さん方は、理念文章が先行しましたので、そういう意味では少し方法論というのが大事だろうというのも、そのときにもございましたので。でも、ご意見は大事なご意見だったので、趣旨は入れさせていただきましたので。

ほかにいいですか。

じゃ、Ⅱということで、ここはⅢ、Ⅳ、Ⅴと続きますが。

【山路委員】 それから、細かい話で申しわけないんですけども。

【安藤委員長】 Iですか。

【山路委員】 Iのところ、4行目のところで、「そして、」とつけ加えていただいたところを、「そして、」というのはできれば削ってもらいたいと。つまり、「行政だけでは地域を支えきれない現実が出ている」ということの具体的な繰り返しの話になるものだから、「そして、」を削って、「行政システム等」というふうにしたほうがわかりやすいんじゃないかという話で、細かいところで申しわけありませんが。

【川合副委員長】 よろしいですか。細かいところでは、「少子高齢化社会」。

【山路委員】 いや、今、「少子高齢」です。要するに、「高齢化」ではなくて、今はもう、「超高齢社会」と言ったほうが正確なんだけども。厳密に言うと、高齢化社会というのは高齢化率が7%を超えたときなんです。

【安藤委員長】 今、十何%なんですか。

【山路委員】 「高齢社会」というのは14%を超えたときなんです。今、高齢化率というのは23%ですから、もう「高齢社会」です。

【川合副委員長】 知らなかった。失礼しました。ありがとうございました。勉強になりました。

【安藤委員長】 いいですか。3ページ、4ページ、5ページ。いかがでしょうか。お気づきの点ございますか。

【堀井委員】 気づいたということじゃないんですけど、4ページ目の新しくアンダーラインを引いているイを追加したのはとてもよかったなと思いました。

【安藤委員長】 はい。ありがとうございます。

これは答申だから必要ないとは思うんだけど、例えば文言の説明みたいなのは答申書には普通つけないですよ。一般の方が読むとなると、どうしようかと今悩んだんだけど、どうするかな。例えばちょっと気になったのが5ページ目のところに「PFI」と入っているでしょう。これはいいかしらと思ったんだけど、答申書は基本的にないわけですよ。

【事務局】 答申書で定義をつけるというのはあるんでしょうかね。

【安藤委員長】 文言説明というやつ。

【事務局】 ええ。条例等は、やはり2条で、第1条、目的、第2条で定義づけるのは普通なんですけど、あるいは計画等ではね。答申で定義づけというのはあまり例が。

【安藤委員長】 抜かしましようか。聞かれたら答えていただくというのでいいですかね。私も一瞬、あっ、どうしようと思いましたけど。

【事務局】 PFIというのは行政職員はわかります。

【安藤委員長】 行政職員はわかりますね。

【事務局】 市民はどうでしょうかね。民間資金を使ってやる方法ですからね。

【安藤委員長】 はい。では、すみません。次に行きたいと思いますが、6ページはいかがでしょうか。

【飯野委員】 何か声を出して一人一人順番に読んだほうがいいかもしれませんね。

【安藤委員長】 読んでいくと時間がかかっちゃうから。ポイントだけちょっと。多分アンダーラインを引いたところが大きいポイントになると思うんですね。ですから、先ほど事務局が説明していったところが。

【川合副委員長】 これは今井さんから見られたら、ここの「本答申で『市民活動団体等』とは、次の団体を言う」と6ページにあるじゃないですか。そこの4番目に「企業の社会貢献部門」というのを入れているんですけど、商工会のお立場から見るとどんなふうな感覚を持たれますか。

【今井委員】 でも、商工会は多分この2番ですよ。

【川合副委員長】 商工会の会員の団体としては。

【今井委員】 そうですね。

【川合副委員長】 会員はどちらかという個々の企業の皆様方ですね。

【今井委員】 企業。これをやるところは大きい会社ですよ。小さい会社だと。

【川合副委員長】 行政と組んで何かやるということです。

【今井委員】 そうですよ。多分ね。

【川合副委員長】 下請とか業務を委託されるんじゃないくて、提案して一緒にやっていくという感じの。

【今井委員】 そうですよ。

【安藤委員長】 将来的はそういう皆様方は考えられるんでしょうかね。大手さんは

ちょっと別件としてね。

【今井委員】　そうですね。会社が、要は、協働で何かするというのはちょっと想像つかないですけどね。

【安藤委員長】　利益部分を考えないでというやつだからね。

【今井委員】　そうですね。でも、そのうち出てくるのかもしれないですよね。

【安藤委員長】　そうなんです。だから、ちょっと想定つかないからここでもあえて「社会貢献」とあえて言わせていただいたんですけど。

【今井委員】　多分必要なことがあればまた直して、直してとなくなっていくんでしょうね。きっとね。

【安藤委員長】　そうです。多分また5年か10年ぐらいたつと情勢が変わるから、これをベースにして見直しをすとか、条例のことが入っていますから、もし条例ができれば当然10年間隔ぐらいい見直しが出るとは思います。

【今井委員】　ええ。私、この市民懇談会発言のものがあるじゃないですか。1ページの下の方に「この答申はだれが読むのか」と書いてあって、市民の方が「読んでも理解ができない」と、これは正直でいいなど。これはだれが読む。基本的には行政だと。行政が読むならこういう感じなのかなと。ただ、市民の方も相談とか行ったときに、じゃ、おまえ、これ読んどけと渡されたってわかるわけじゃない。多分この後にもうちょっと簡単なA3一枚でまとまったぐらいなイラストでも入ったものができるのかなと思うんですけど、そうですね。私は産業振興プランのほうをやっているときにもこういうのができたけど、それ以外にも。

【川合副委員長】　要約版ね。

【今井委員】　要約のものがあったりしましたので、市民の方にはそういうのを出してあげないと、これだけコピーするのも大変ですよ。これをポンと渡されてもわからないので、その後々の対応で簡単なものができるといいなとは思っていますよ。

【安藤委員長】　それはもうぜひね。せっかくですから。市報にも載せていただいたらね。やっていただくのは大切。

それでは、6ページ目、7ページ目を見ていただいたところで、8ページ目のところからIVのところですが、8、9はないですよ。でも、長いけど、一貫性の部分がありますので、お目を通していただければと思います。8、9、10、11、12。

【山路委員】　よろしいですか。9ページの直してもらった「得られた成果」の話ですね。これだと、とめどもなく「得られた成果」というと幅が広がるということと、やっぱり話が出てきた背景は、著作権とか知的財産権なので、丸括弧で例えば（知的財産権や著作権など）というふうに入れたほうがわかりやすいのではないかと。例えばですね。

【安藤委員長】　「得られた成果」ですね。

【山路委員】　「得られた成果」で、丸括弧で例えばということで、（知的財産権や著作権など）と。あるいはほかに何かありますか。

【事務局】　いや、一番代表的なのは、特許権というのはほとんど考えられないんですけどね。やっぱり著作権なんです。意匠権、デザイン、それから、商標権、そういうものが総合的に無体財産権になりますね。法律的にいうとね。だから、代表的なものは、括弧して「著作権等」というのが一番発生しやすいものなんです。

【山路委員】　わかりやすいと思うんだよね。それをちょっと入れておいたらどうで

すか。

【安藤委員長】 どうでしょうか。

【事務局】 いや、書いているところもあるんですよ。

【安藤委員長】 いや、その今言われたところのすぐ後の同じクなんだけれども、次のページの頭のところに「著作権等は」ということで、これはもともとあった団体にあった著作権を言っているんだけど、ここで「得られた成果」ではないんだけど、ちょっと例え的にこういうふうに入れたという。

【事務局】 ほかに成果の中で著作権等というふうに表示しているところもあります。そこに合わせる意味では、山路先生おっしゃった。

【安藤委員長】 もう1カ所ぐらいあったかしらね。

【事務局】 どこかにですね。契約のところ。

【安藤委員長】 たしか契約だよ。ああ、契約の17ページの(7)ですね。著作権。「事業の実施により得られた成果(著作権等)は」と。

【事務局】 だから、そうすると、同じように、18ページの「事業により得られた成果」というところも同じように、(著作権等)というふうにある程度確立した権利のような感じで入れたほうが。

【安藤委員長】 そうですね。

【川合副委員長】 18ページの(5)も。

【事務局】 そうです。今そこを言ったんです。

【安藤委員長】 じゃ、ここは括弧書きで、(著作権等)を入れておいていただいて、先ほどの一番最初のところの「得られた成果」という9ページ目のところも括弧書きで、(著作権等)というのをに入れておいていただいて、統一しましょう。

【事務局】 はい。それから、17ページの(7)ですけど、「事業の実施」というのを全部とりましたから、「事業により得られた成果」でいいと思うんです。

【安藤委員長】 はい。

【堀井委員】 「得られた成果」というふうに広げていただいたのはとても私がいいと思うんですね。著作権まででき上がってきていない周辺のものも含まれるということ。これは括弧をつけるか、つけないかは別にして、この文言のほうがいいと思います。

【事務局】 例えば調査結果は、著作権とまでは行かないけれども、大事な成果なんですね。

【安藤委員長】 そうですね。

【玉山委員】 これはこの事業をするために考え出した企画なども入るんですか。

【安藤委員長】 もともとあったのは当然なんだけれども、ここでやることによって生まれたものという表現ですから、当然一緒にやった、協働して出てきたものはここに入ります。双方のものですよと。

【玉山委員】 じゃ、なおさらこれは大事にして。

【堀井委員】 12ページまで行きますよね。

【安藤委員長】 はい。12ページまで見ていただいて。

【堀井委員】 12ページ目の(6)。

【安藤委員長】 (6)ですか。

【堀井委員】 「このように重要な役割を担う第三者委員会だけに」という、「条例による設置は不可欠」というこの条例はどの条例を指して。

【安藤委員長】 こういう重要なことをやるから条例の中にちゃんと位置づけてくださいという意味です。

【堀井委員】 「条例の中に位置づけておくことは当然である」というのが（４）に入っているじゃないですか。その前に。

【安藤委員長】 「当然である」というように入れていますが、念押ししているんです。

【堀井委員】 さらに、ここで念押ししている理由が何なんだろうなと思ったんです。

【安藤委員長】 ああ、なるほど。じゃ、どちらか削りますかね。

【山路委員】 削ったほうがいいですね。あまりくどく言わないほうが説得力があるね。

【事務局】 条例の性格については、１１ページの（５）で説明していますので。

【安藤委員長】 じゃ、（６）をカットしますね。

【事務局】 ダブっていますね。

【安藤委員長】 ダブリましたということですね。でも、目立つように何かしておきたいという。

【堀井委員】 あと、このところの全体的にいっぱい羅列されているんだけど、ぜひここはみたいな強弱をつけることはできないのかなと思いました。太字とか何とか。

【山路委員】 いや、やってもいいんじゃないですか。ただ、強弱をつけたいところはよくやっていたけど、ゴシックにすればいいんですよ。

【堀井委員】 そうそう。だから太字とかね。

【山路委員】 ええ。太字にすればね。

【堀井委員】 前に出すとかね。同一に並んじゃっているの。

【川合副委員長】 例えば９ページの（６）の協働事業の要件のところなどでいえば、ずらっと並んでいるんですけど、たくさんあり過ぎて、読んだほうはどれが重要かわからないです。３つ、４つに絞るというやり方というのはあると思うんですね。

【堀井委員】 全部必要なんだろうなと思っていて、十分必要なことが網羅されているというので、あまり削らないほうがいいのかと思うんですけど、これは絶対いいみたいな。

【吉田委員】 それは難しいですね。

【川合副委員長】 重さかげんで、小さいのは後ろにカバーしているから、ここで言うのは、その４つというふうな方法はあるんじゃないかと。

【安藤委員長】 でも、これは答申だから。先ほど今井さんが言っていたように、概要版をつくったときはゴシックにつくってもらうとか、見やすいように。これだとワーッとなるから、見やすいような概要版だと重要なところはゴシックにしてもらうとか、それは必要ですよ。一般の人たちが読むときはなおさら。ちょっとそういう工夫も後々考えるということ。

【川合副委員長】 そういう意味で、１０ページの中段から下のエとオ、言葉が重なってますよね。内容的には。

【安藤委員長】 重なってますね。

【川合副委員長】 どちらかで。

【安藤委員長】 エと合体ですかね。

【事務局】 ただ、「独りよがり」というのは、要するに、独善的という意味ですから、

エのほうは目的が自分たちの活動のための目的はだめですよということで、ちょっと性質が違おうと思うんですよ。

【安藤委員長】 そこはちょっと違うけど。

【川合副委員長】 細かくは違おうと思うんですよ。

【山路委員】 まあ、違うけど。似たようなものだ。

【玉山委員】 でも、ここは随分整理しましたよね。

【安藤委員長】 しました。

【玉山委員】 結構カットしていますよね。

【安藤委員長】 じゃ、これはどうしましょうか。ちょっと整理しましょうか。

【堀井委員】 2つそのまま残すとしたら、エのほうの「そのための学習は常に」、そこをとってはどうか。

【安藤委員長】 カットしていいですね。「そのための」というのは、下で言っている「力を高めていく」というところと同じことですから。

じゃ、そうしましょう。「そのための学習は」というのは切っていただいて、下のほうに、「力を高めていく」というところに委ねましょう。

【事務局】 はい。わかりました。じゃ、ここを1行削るんですね。

【安藤委員長】 そうですね。1行ですね。

【事務局】 同じ、「そのための」の前で、「ならない」が「な」が脱落していますので。

【川合副委員長】 「忘れてはならない」の「な」が。

【安藤委員長】 ほかにはいかがでしょうか。大体よろしいですか。

【堀井委員】 もう一ついいですか。

【安藤委員長】 いいですよ。

【堀井委員】 間接経費のところなんですけど。

【事務局】 何ページですか。

【安藤委員長】 さっきの上です。

【堀井委員】 その「間接費等を契約金額の一定割合とする」という、この「一定割合」の考え方なんですけど、金額が上がれば割合を10%というふうにした場合に上がってくるわけですね。

【安藤委員長】 そうですね。

【堀井委員】 総額が上がれば割合が一定だと間接費は上がりますね。そのまま割合で行っていいのかということで、この書き方をしているのかなと思います。

【安藤委員長】 難しいところなんですよね。定額には言えないから。

【堀井委員】 前は上限を定めるみたいに書いてありましたよね。

【安藤委員長】 上限を定めちゃうとアウトになっちゃうから、行政のほうに都合がよくなっちゃうから、意味合いがもともとそういうのではなくて、一定の割合で、例えば金額が大きく何千万となったら10%でもいいけど、金額が300万とか500万だったら何%だよとかね。

【事務局】 堀井委員のおっしゃることはよくわかるんですけど、例えば100万だったら間接経費は多いですよ。例えば30%欲しいというのもあると思うんですね。これが1億円だったら3,000万必要かということ、そうじゃないですね。だから、ここの表現が正確じゃなくて、こういうふうにしてはどうですか。「契約金額に応じて」と。つ

まり、多寡があるわけですね。

【山路委員】 なるほど。それに応じて定めておくと。

【事務局】 「間接費等を契約金額に応じて一定割合とする」と。

【山路委員】 「応じて一定割合」。

【事務局】 じゃ、「応じて契約金額の一定割合」と繰り返しますか。「契約金額の多寡に応じて」とか「契約金額に応じて契約金額の一定割合とする」。

【安藤委員長】 応じてでいいんじゃないですかね。

【堀井委員】 「応じて定めて」と。

【事務局】 そうすれば繰り返すことになります。

【堀井委員】 これでいいと思うんですが、行政側として非常に受け取りにくいだろうなと思います。

【事務局】 いや、そういう意味で書いているので、必要とあれば「応じて」というふうに直させていただきます。

【安藤委員長】 多分これをつくって条例まで行っていただけるといいと思うんですけど、でも、条例をつくと多分、それに伴ってのマニュアルか何かをつくらざるを得ないですね。だから、そういうときに今言ったような、堀井さんが言っていたような10%とか、この金額については10%とか何%、だから、30%とかというような。ここではまた入れちゃうと、なぜ30%なのかとややこしくなるから。

【堀井委員】 ややこしくなりますね。

【安藤委員長】 今、事務局で言っていたように契約金額に応じて一定の割合をとということで、ここでおさめておいても大丈夫かなというふうに思いますが。

それでは、よろしければ、次のVというところに行きたいと思いますが、13ページ、14ページ、15ページの2行ということになりますが、そちらのほうを見ていただければと思います。

【玉山委員】 ここは飯野委員の意見を、町会の部分をお聞きしたいと思います。

【安藤委員長】 そうですね。地元のね。

【玉山委員】 何か過不足ありますでしょうか。

【飯野委員】 やっぱり高齢社会になってきますので、どうしても後任のなり手が減ってくるんですね。きょうも私たちの班で班長を決めるときに、世帯数が少なかった事もあり、会計を2人出さなくちゃならないということになったので、それは絶対無理だと思ったものですから、次の11班に電話をおかけしたんですね。そうしたらその方もわりと年齢の高い方で、もう今ですら町会に、費用は払ってもいいけれども、いろんな印刷物とかそういうようなものを配らないでおいてほしいとか、あと、若い方なんかはやめたいんだけどというふうなことを言われるので、あしたからまた会計になる人を探してみますけれども、難しいと言われたものですから、私はそれはもう決めたことで、班ごとに順番にするように決めたんだからどうしても決めていただきたいというふうにしてお電話を切ったんです。2・3月はその人事のことでもものすごく忙しくなって、今、町会の最大の課題ではないかと思うんですね。

だから、私は最初は否定的に申し上げちゃって、みんな年とってて、その後が続かないんだ、会長のなり手もないんだというふうなことを案じていたんですけども、きょうもそうやって少し押しが強くなったかな、それで、引き下がらないでお願いすることもできたものですから、つながっていくんだなというふうな希望的観測を持ったんで

すけれども、やっぱりそうやって何でも、私がだめだからもうやめちゃうとかとそういうことじゃないんですよ。入っている方もやめるんだったらあなたがやめても町会そのものはやめられないということを確認として自分の中に持っていなければ、何事も進まないと思うんですよ。これからもともかく行動に移していかなくちやならないわけですから、やっぱりそこをまずこの1年半あまりかけてしたこの問題については、私は一生懸命取り組んでいきたいと思うんです。

町会がよくなるということは中身がよくなるわけだし、市民一人一人の中身がよくなるわけですし、こういう問題に私は頭を突っ込む前から、例えば瓶の回収も、ラベルをきちっとはがして、のりをきちっとはがして、上にビニールのキャップがついているものまですっかりとって、きれいにしてお出す。そこが、もうそのときから協働の精神が自分の中に芽生えていたというふうに思うんですよ。ごみ問題のことも、それも私の場合はちゃんとコンポスターをお庭につくって、40年間そこへ入れて、結局全然生ごみは出さなくてここまで来たわけですよ。

ですから、私の心の中にはいつも協働しよう、私が楽をするということは、だれか困る人がいて、そういうふうに思うと、やっぱり主婦としてそれはとても許されない問題だということがわかってきましたので、自分の問題がイコール町会の中に響いてくるわけですよ。反映していくわけですから、来年度、もう1年も許されるかわかりませんが、もう一回副会長で頑張っていこうと、きょうはもう人事のことがあったもので決めたんですけれども、やっぱりそうやって協働の意味というものをほんとうに一人一人が自覚するには、もうここでの理念を反映して、どんどん実行していく以外にないと思っています。

それで、ほんとうに玉山さんがおっしゃったことを思っていて、町会としてしっかりしていきたい。あなたがこうやって意見を出してくださったことも自覚して、弱気じゃいけない、させていただいたということもすごく感謝しています。と同時に、あなたがやってらっしゃる子育て支援、皆さんとサークルをやっているということもすごく私は応援したいなと、思っています。

【安藤委員長】 はい。ありがとうございます。いずれにしても、今、飯野さんに言っていただきましたように、町会がこれから大きく動いていただかないといけませんので、そういう意味では市民団体も町会も一緒に地域をよくしていこうということで、協働相手として十分考えられるという、それはお互いにしていかないといけませんというように飯野さんに言っていただきました。

ここでの文言的なものはございますか。

【堀井委員】 「市民協働を推進するための環境整備」、ここで項目を4つに分けているのはいいんですけど、実態を書いてあって、例えば(1)、(2)、(3)、(4)のうち、こういう状況ですという実態と、環境整備はこういうふうにしなればいけないというふうに分けたほうがいいのではないですか。町会について言うなら、1、2、3、4あって、4が望ましい、こういうふう環境整備をしていったほうがいいのかということで、1、2、3は現状と課題ですね。

【安藤委員長】 歴史的な部分の課題という意味ですね。そして、4番目がこうだというね。

【堀井委員】 はい。現状課題と方策を同列に並べているので、わかりにくい。

【安藤委員長】 ほかの項目も少しパラグラフ的に1、2、3は分けてきていますけ

れども、一本の文章にしちゃうというわけじゃないんですね。

【山路委員】 要するに、歴史的な経過、現状認識と活性化の中身の方策とを分けてわかりやすくしたほうがいいんじゃないかということですね。

【堀井委員】 そうですね。

【山路委員】 はい。その意味では1、2、3をくっつけるという、もうちょっと短くしてくっつけるというふうにしたほうがわかりやすいかもしれませんね。例えばですけども、これは長いから、少し短くするのは大変ですけども。

【堀井委員】 ずっと読んでいたら、これはこういう現状があるということを書いているんだなと思いますが、これは提言なので、実際は町会については4番のところが大事なわけですよ。どういう環境をどういうふうに整備していったらほしいのかというのがはっきりしてくればなという感じがしました。

【事務局】 堀井委員がおっしゃりたいことは何となくわかって、というのは、1、2、3につきましては、課題とその解決方法の一つの提案をずっとしているんですよ。4についてのリスト化というのは現にでき上がりつつあるということで、現段階でぶら下がっている課題ではないんです。だから、論調がちょっと違うことはそのとおりですね。だから、もし書くとすれば、そのリスト化を発展させて、以下に市民協働の推進に役立つかみたいなことの問題提起も最後につけ加えるみたいな形にすると宿題が残るという感じになるんですよ。

リスト化も最初から完全なものではないと思いますので、だんだん改良を加えて、真に市民協働に役立つようにリスト化に改良を加えてしていく必要があると思うんですよ。それが一つの宿題であって、環境整備のあり方だと思うんですよ。そういうことを仮に4の(4)の中に書くとすればそういう論調になるのかなと。そうすると全部宿題があるよということですかね。

【安藤委員長】 堀井委員が言っているのは、その環境整備というときの1、2、3、4とありますけれども、すべてにわたってですか。

【堀井委員】 そうです。

【安藤委員長】 すべてにわたって。すみません。项目的にはいいですね。市の職員の協働意識というこの大きい項目のところはそれぞれの文章でいいと。その中の問題をどういうふうに整理するか。

【堀井委員】 現状と、協働推進するための環境整備はこういうことが必要であるみたいに分けているほうがわかりやすいと。

【事務局】 そのほうがいいですか。

【堀井委員】 はい。

【安藤委員長】 そうすると、ここの文章は書き直しになっちゃう。

【事務局】 全部書き直しというのは難しいですね。

【堀井委員】 すみません。今さら。

【山路委員】 いや、意味はわかるんですね。

【安藤委員長】 意味はわかるんだけど、書き直ししないと。

【事務局】 趣旨はわかるんですが……。

【安藤委員長】 書き直ししながら、なおかつ、文章を縮めちゃうということですね。

【山路委員】 少なくとも3の(1)と(2)はくっつけたほうがいいのか気になるね。

【安藤委員長】 今の自治会のところはね。

【山路委員】 自治会のところね。

【安藤委員長】 でも、今言っているのは、全部の項目にわたってと言われているから、市の職員の意識というところもそうでしょう。全部の項目でしょう。だから、そうすると、1番の市職員の協働意識の向上というの、今言ったように、現状とこれからのという、こう分けろという意味ですよ。ということになると、書き直しになるんですけど、事務局は可能ですか。

【事務局】 相当難しいですね。

【安藤委員長】 難しい。

【事務局】 ええ。まず文章の構成が難しいですね。

【安藤委員長】 3番目の自治会のところは、今ちょっと触れていただけだけど、1、2ぐらいは合体して、東日本は置いておきながら、1、2は合体しながら4は今後どういうふうにできるか、そこは対処できますか。

【事務局】 それぞれの項目について、現状は説明して、現状はまずいんですよ、したがってこうしましょうというのは、1、2、3は少なくともあるわけですよ。4だけがないので、4のことをおっしゃっているのかなど。

【安藤委員長】 うん。だけど、今、確認したら全部だと言ったから。

【事務局】 それは大きく2つに分けて現状と課題を分析することになると、これは全部違って来るんですね。

【安藤委員長】 そうなんです。

【事務局】 一つ一つの項目をバラして、現状と課題を分析することになるんですよ。

【玉山委員】 ですから、これを行政の人が読むということをよく考えた場合、多分、状況の認識というのはすごく薄いところだと思うんですよ。予算以外とのかかわりは多分なかったというぐらい思っていて、そういう意味ではすごく力の入ったところでもありますよね。

【吉田委員】 ここは1も2も分けてもいいと思うんですけども。

【安藤委員長】 1と2もというのは？

【吉田委員】 市職員の協働意識の向上と、市民、市民活動団体等の協働意識の向上というのは2つの柱だから、一緒にここは……。

【山路委員】 いやいや、それはもう分けることは当然なんだけども。

【川合副委員長】 1、2をくっつけるというのは、3の項目の自治会に関するところの、(1)、(2)を一緒にするということですね。先ほど3の。

【安藤委員長】 さっき言っていたのはそうなんだけど、いや、堀井委員が言ったのはもう少し違って、全部の項目だけど、さっきちょっとくっつけたらというのは自治会のところの(1)、(2)ということですね。

【堀井委員】 ここまで来て今さら大変なことを言ってもあれですので、これでいいです。

【事務局】 だから、堀井さんがおっしゃったこの4番目の趣旨は、堀井さんの趣旨はよくわかります。これは4の(4)として新たに起こして、少し含みを持たせたいかがでしょうか。

【安藤委員長】 リスト化のところですよ。

【事務局】 リスト化のところですよ。

【安藤委員長】 その今後の対応みたいな形で。

【山路委員】 そのほうが楽だよな。

【事務局】 項目を全部いじるというのは。

【山路委員】 それはもう今さら物理的に無理ですね。

【事務局】 はい。

【安藤委員長】 じゃ、事務局、その3行かそこらぐらいで、申しわけないけれど、今後のいわゆるリスト化のところの使い道みたいなところを含めて入れさせていただいていいですか。

【事務局】 全部1、2、3は課題も含めて書いてありますから、4についてはそこはちょっと不十分でした。

【安藤委員長】 じゃ、すみません。時間がちょっと押し迫ってきているので、ピッチを上げていきたいと思いますが、と言いながら、一番大変なところになります、VIの16・17、これは別紙のほうをあわせて見ていただけるといいかなと思いますが、16・17・18・19というところまでになります。先ほど説明の中で一部訂正したり何かしたところがございますが。

【川合副委員長】 18ページのところで、6の(2)で、詳細、誤解がないようにということで、これはつけ加えられました部分ですね。実は同じことがそのすぐ上の、なお書きの3行で同じことを言っていますよね。これは第三者委員会によって判断・評価されることが前提で、1から9が具体的条件ですということではあると思います。

【事務局】 いや、これはちょっと違うんです。というのは……。

【川合副委員長】 ごめんなさい。もう一言言うならば、僕は同じこと、かぶっていると思う。誤解がないようにすると。これは言ってもいいなとは思ったんですが、かぶりをどう評価しますかということですね。

【事務局】 第三者委員会ですからかぶってはいるんです。この部分はですね。なお書きで書いたところはどういうことかといいますと、何でもかんでも協働事業でやるということがいいわけじゃございませんよと。

【川合副委員長】 そうですね。

【事務局】 ほんとうに、例えば価格面だとか効果面だとか手段面だとかいうことを評価して、ほんとうに必要なものについてはということを経過を第三者委員会で判断いただくことが前提なんだよという。協働事業そのものの前提なんですね。ところが、(2)につきましては、これは経過を言っています、採択される経過の中で大枠の仕様書の内容が決まっているわけです。決まるんですよ。これから詳細な設計をしなきゃいけないんですけど、通常のやり方はですね。したがって、いきなり「行政と市民活動団体等が協議の上、仕様書を作成する」というと、行政側でもなかなかびっくりすると思うので、そうではなくて、この長い経過の中で大枠は決定された後に詳細についてやりやすいように当該団体と行政が協議をするんですよということを言っているんで、第三者委員会のかぶりはありますけれども、少し視点が違うということですね。

【安藤委員長】 結末が違うんですね。だから、ここは丁寧に言い過ぎているんです。

【川合副委員長】 そうですね。

【安藤委員長】 そういう意味なんです。これは逆に言うと、事務局のほうが行政の皆さん方にびっくりしていただかないためのプロセスとなっているととらえていただい

て。指摘いただいたのは間違いなくちょっとダブリです。

【川合副委員長】 了解しました。このままじゃびっくりするなどは思っていたので、必要だろうとは思ったんです。

【山路委員】 これはここまでこぎつけるというのは大変なことで。

【安藤委員長】 大変なことですよ。

【山路委員】 今は一方的に仕様書をつくって、それを押しつけているわけだから。

【安藤委員長】 そうそう。今度は違いますよということを言うわけだから、ちょっと丁寧に同じことをあえて。

【山路委員】 できればね。

【安藤委員長】 そうですよ。今度、仕様書を協議してつくらなきゃ。今までと違いますからね。行政はびっくりしますよ。

【川合副委員長】 そうなんですよ。はい。了解しました。

【安藤委員長】 いいですか。

じゃ、ほかのところはいかがでしょうか。

それでは、申しわけございません。また気がついて、もしというのであれば、また何回も戻りますので、先に支援センター、Ⅶ、20ページからを少しごらんいただいて、24ページ目までちょっと長いですが、お目を通していただければと思います。

このページはかなり丁寧に書き込まれていますので、削ったりなんかするのはなかなか容易ではないという部分がちょっとありますし、かなり一つの報告書に近い形でできていますので。

【山路委員】 今さらなかなか難しいんですけどね。ちょっといいですか。

【安藤委員長】 はい。どうぞ。

【山路委員】 この前、市民懇談会の中で最も説得力があったのはこのくだりで、細かすぎるのではないかということ saying していたのは、そういう感じはするのでね。

【安藤委員長】 そうなんですよ。そのとおりです。

【山路委員】 確かに、どういうところ、ここでこそ、もうちょっとほんわかして、どういうのを期待するのかなとか、理念を少し入れて、あとは中身づくりは、ここまでどうかというのは途中経過でいろいろありましたけどね。それはもうしょうがないですね。ことここに至っては。

【事務局】 これももともとの原稿の多分6割ぐらいに縮減していますね。

【山路委員】 それは随分削除してもらったですよ。だから、これでギリギリですよ。

【堀井委員】 諮問が2本という形なので。

【事務局】 それもありますね。

【堀井委員】 ここはこのぐらいボリュームを持たせていいんだと思うんですね。

【事務局】 ええ。大きく分けて2つなんですよ。

【堀井委員】 協働についてと支援センターと。

【事務局】 あり方について。

【玉山委員】 二大柱が。

【山路委員】 だけど、1つのワンセットの話ですから。

【堀井委員】 ワンセットですけど、センターについてやっぱりこのぐらいきちんとしていただくと、イメージができてくるんだと思うんです。

【山路委員】 ちょっと話が飛んで申しわけないんですが、この添付してもらった市長さんのこの施政方針演説を見ると、このセンターのことだけ書いてあるんですよ。中身はまだ出してないからだけでも。だけど、ここは要するに、ねらいはセンターは一つの、それこそ手段であって、やっぱり市民協働をどう実現していくかということ。今度そのための最後の会をやるんだけど、市長さんに理解してもらって、施政方針の中でもうちょっと述べてもらったらよかったですよね。市民協働センターをやりますよというだけでは、我々の本意じゃないから。

【堀井委員】 ただ協働センターやりますよというふうに言ったときに、協働センターのイメージを市長がどういうふうに持っているかわからないですけど、やっぱりそこにきちんとこれだけのイメージは盛り込んでくださいねというふうに書いたほうがいいので、そのぐらいは。

【山路委員】 それはそうなんですけど、ただ、往々にして、ここの市長さんはそうじゃないと思うけど、どうしても箱をつくったというので、やった、やったというふうに行行政の長は言いやすいわけだから、それでいいのかという話です。

【安藤委員長】 それは次回の委員会のところで少しコメントを入れさせていただきながらということで。

じゃ、すみません。今の若干いろいろな形で、長いと言いつつも、でも、このぐらいの必要性はあるだろうという、そういう判断をさせていただき、あえてこれだけの支援センターに関する思いを入れさせていただきましたので、文言的にもし差支えがなければ、これでいきたいと思いますが、よろしいですか。

それでは、最後の25ページ目のところの部分がありますけれども、先ほど言ったように、一部訂正して、「基本的制度を明らかにする」というのを直して、「基本的制度をつくり上げる」ということを目的としていますということで、文言は訂正させていただくということにしたいと思います。

それでは、全体を通してという前に、すみません、事務局の。これは本報告ですよ。ここに添付するんですよ。添付する資料をちょっと説明いただけますか。

【事務局】 では、簡単にご説明させていただきます。答申書の目次の2ページの参考資料という一番最後の部分をごらんいただけますでしょうか。

こちらのほうに、1番、設置要綱ということで、26ページですね。22年の7月1日に設置になったわけですけども、第7条の3項の部分で、契約のあり方等小委員会ということで改正したものを要綱として載せさせていただいています。

続きまして、参考資料2としまして、こちらは参考資料1から時系列になっているんですけども、要綱を設置しまして、委員さんを委嘱してということで、皆様方のお名前と選出区分と、あと小委員会とかそこら辺のものを書かせていただいております。万が一、訂正等があります場合はお申し出いただければと思います。

それで、参考資料3番としまして先ほどもお話ありましたけれども、諮問書ですね。2本の柱になっておまして、22年の7月1日に小金井市長のほうから諮問を受けたということで、1番目に、市民協働のあり方等について。2番目にセンターのあり方等についてという諮問書をつけさせていただいております。

それで、参考資料4といたしまして、これまでの委員会の開催状況ということで、開催日と会議等の名称ということと、その会議で議論されました議題ですね。3項目に分けて記載させていただいております。全体の委員会と小委員会と、あと8月26日、左

下のほうです。先進市のセンターの視察ですとか、あと市民懇談会の日程とかも入れさせていただきます。

そして、参考資料5から7についてはページを振っていないんですけども、山路先生に小委員長をやっていただきました市民協働に関する小金井市実態調査のアンケート調査の結果ですね。こちらのA3判の長いものですね。こちらは以前に皆様のほうにもお配りさせていただいていますけれども、今回つけさせていただいたものです。こちらのほうにアンケート調査で、小金井市のほうから70事業、協働事業と考えられるものを明記させていただいております。

続きまして、そのアンケート調査とヒアリング調査、15課を対象にヒアリング調査しましたけれども、そこで得られた情報とか課題とか、そこら辺を報告書にしたものが、分厚いんですけども、こちらの67ページ、実態調査報告書と言われるものも同時に添付しようかなということで考えております。

最後に、きょう当日お配りさせていただきました契約のあり方等に関する検討結果報告書ですね。こちらのほうも答申書に添付できればなというふうに考えております。

参考資料としては、こちら辺が妥当なのかなというふうに考えているんですけども、また何か削ったり、増やしたりということが、必要なものがあれば、言っていただければと思います。よろしくお願いします。

【安藤委員長】 ありがとうございます。ということで、本報告にあわせて添付は以上のようなものをつけるということですが、これ以外にぜひここはつけておいたほうがいいんじゃないですかというものはございますでしょうか。もうあとはほんとうに添付になっちゃいますが。

【山路委員】 添付をあんまり増やさなくてもいいと思うんだけど、逆に、ちょっとまた事務局にお手数をかけることになるかもしれませんが、答申書の骨子をA4の1ページをつくったほうが、市長にも、幹部の方々も多分全部読むとはなかなか期待しにくいので、議員さんはまして読まないでしょうから、そういう答申書骨子ですね。1ページで読めるものですね。それをどうやってつくるのかとなったら、頭をひねらなきゃいけないんだけど。だけど、常に……。

【安藤委員長】 あれですか。プレスリリースするときのようなものですよ。

【山路委員】 そうそう。だけど、常に企業とか何かのときでも、大学のプレゼンとか何かのときでもやっぱりA4の1ページのプレゼン用のものというのは大事なんですよ。という話で、言い出しっぺにつくれと言われないうちに事務局につくってもらいたいんだけど。

【安藤委員長】 もしあれだったら、場合によっては、市報に載つける可能性は。なくはないですよ。

【山路委員】 まあ、それと似たような。

【安藤委員長】 全文載つけるというわけにいかないから、そうすると、概要版。

【事務局】 前例を言いますと、答申書を市報に載つけたという例はほとんどないですね。

【安藤委員長】 概要は。

【事務局】 計画づくりしている、それを市報に載せるというのはしょっちゅうあるんですけど、答申そのものを市報に載せるという例は私は聞いたことない。

【安藤委員長】 いや、答申そのものは載つけなくていいんだけど、大体こういうも

のという。

【事務局】 いや、骨子であってもね。

【安藤委員長】 私よくこういう答申を出されましたとって、骨子が載つかる時ありますよ。いろんな区報と市報は。

【山路委員】 まあ、骨子によりけりなんだけど、あんまり長くないやつで。

【安藤委員長】 場合によってはプレスリリースするつもりがもしおありであれば、それは必要なんですよ。プレス用にこういうのは。

いずれにしても、付属の資料はこれが載つかるということでご理解いただくということで、あと今後の対応は、先ほど今井委員から言っていたように、概要版は必要だよなというふうに言われましたので、これもやっぱり一般市民の方にも目を通していただくということがあるとすれば、何か簡単なものをお考えいただけるといいかな。事務局ではね。

【飯野委員】 情報公開というのはなさる？

【安藤委員長】 情報公開は言われればいくらでも出しますので、だから、答申書が出されれば、どうぞという形になってきますけれども、これはプッシュできませんからね。

【山路委員】 だから、これはあれでしょう。市のホームページでは、中身は見れるようになるんですね。全文を。

【安藤委員長】 それでは、大変時間が迫っていて申しわけないんですが、千葉委員、すみませんが、全体を通して、今、パーッと答申の部分の最終確認させていただいたところですが、ご感想的なものももしあれば。

【千葉委員】 そうですね。全く委員会のほうに出ることができずに最後、私が報告を聞いているような形になってしまったんですけど、ほんとうにすごいいろんなところを網羅されていて、考えられていて、語句一つ一つとっても、私はすごくわかりやすく、皆さんに、市民の方みんなに読んでいただきたい答申になったと思います。もちろん議員さんや市の職員の皆さんにもですけれど。もう胸を張って出せるものになったのではないのかと思います。どうもありがとうございます。

【安藤委員長】 はい。ありがとうございました。

それでは、最後に次回の委員会の進め方みたいなのがあれば。

【事務局】 その前に議題の5番ですね。

【川合副委員長】 僕から。

【安藤委員長】 はい。

【事務局】 では、川合さんのほうから。

【川合副委員長】 私は議題の5番に私どもNPO法人連絡会から、このあり方委員会に提案ということで、実は9月27日に、皆さんお手元にそのコピーがあるかと思いますが、このときの出しました文案に少し誤解を呼ぶところがあったものですから、公式文書として修正をかけたほうが良いなということにしまして、結論的には、今お手元にあります形のものに、資料10-4と打っていただいた文面に書いてあります。当然ながらこの文面がどういう文面であったかというご記憶がある人はいるわけがないと思うんですけど、あるのは私と堀井さんだけかと思うんですけど。

簡単に申し上げますと、1行目に「NPO法人連絡会では、加盟団体の小金井市との事業に関する実態を調査し」というふうにこの文ではなかったわけです。実はそのオリジ

ナルの文章はここに「協働事業に関する」というふうにありました。実はこの「協働」に関しては、今ようやく我々は定義をしてやろうとしていますが、この言葉がひとり歩きをしてしまった要素がありまして、じゃ、その誤解を取り除くためにその「協働」という言葉を除いてしまえということで、この文でこの部分だけを削ったということです。趣旨などは全部変わらないんですけども、ここは今の文章に直したからということです。

このお願いしました要望と提案書のときの文章がこの今の訂正に変えさせていただきたいと思っております。ぜひご了解いただきたいと思います。

それから、その後ろに裏表のものを含めてですけど、資料があるかと思えます。実はこの調査表のこれをもとにして、過去、NPO法人として実際に事業をやった人たちからこの調査表でもらったんですが、そのときの表題に実はここには、一番上を見ていただくと、「小金井市との事業実績の調査」というふうにしました。これも同じように、「協働事業実績の」としてあった。それも同じ趣旨でございますので、「協働」をとるということに訂正したいと。

同じことがこの左側の番号が1番から11番まであるんですが、この番号をいったときの3番のところは協働事業名、5番のところは協働事業内容ということで、それぞれの項目にも「協働」という言葉を使ったものですから、したがって、その「協働」という言葉をこの調査表からも削除したいということで訂正をいたしました。

これはこういう意味で公式文書に残るということですので、この訂正版で保存していただきたいとお願いをしたいと思っております。公式文書にもこれは入れていただきたいと。

それから、もう一つ、実は訂正事項がありまして、これは堀井さんのひ・ろ・こらぼさんの調査結果になっています。特にこの11番のところ、事業に関する改善点・要望の文章に関してかなり細かく、スペース的にいえば、このスペース、フルにいっぱい詰めて書いたというようにしていたんです。実はその中にいくつか読み方によっては、実態に合っていないんじゃないか、ちょっと思い込みじゃないか的なご指摘等があったものですから、じゃ、同じようにこれもやっぱり誤解を呼ばないで伝える趣旨だけきっちり伝えようということで、お手元にあるように文章を簡素化したということで訂正をしたいということでございます。よろしくご了解をいただきたいと思います。

堀井さん、一言。

【堀井委員】 資料として公式に出されたものなので、その文書から受け取る側とか、今後残ることで誤解を生んでもいけないし、ちょっと認識の違い等もあり、わかりやすい簡単な形に変えましたので、差しかえさせていただきたいと思えます。

【安藤委員長】 いいですか。皆さんのほう、大変申しわけないんですけど、資料として行っていたものを差しかえるということと、行政のほうも差しかえていただくということですよ。

【川合副委員長】 はい。お願いします。

【安藤委員長】 では、すみません。事務局のほう、次回に向けて進め方等を。

【事務局】 次回が3月28日、水曜日午後6時半から、場所はこちらの方になります。開催通知は今回の委員会の開催通知と一緒に郵送させていただいております。

次回第11回目は、答申をいただくんですけども、最初に、今日、答申書の修正の議論をいただきましたので、そこら辺を最終的に10分から15分程度ご確認させてい

ただきまして、その後、稲葉市長に時間をとってもらっていますので、安藤委員長から市長に答申をいただければと思っております。

その後、市長と意見交換といいますか、懇談をしていただいて、全体で1時間程度ぐらいかなと、大体7時半ぐらいをめどに終了になるかなというふうに思っております。

その後、また委員会とは別になるんですけれども、せつかく2年近くにわたって来ておりますので、打ち上げといいますか、会費制で申しわけないんですけれども、武蔵小金井の駅前の飲食店で打ち上げといいますか、お疲れさま会をできればということで考えております。ご家庭の事情とかもあると思いますので、自由参加ですけれども、当日出欠のほうはとらせていただきますので、よろしく願いいたします。

【安藤委員長】 ありがとうございます。今回は1時間程度しか時間をとっておりませんので、最終的な確認した後、市長さんにお渡しした後、多分皆さん方も一言言いたい部分があるだろうというふうに思いますので、多分1人長々としゃべるとだめですので、3分弱ぐらいを目安にして、どうぞこの2年間での感想を含めてお伝えいただければいいかなと、それだけでも約二、三十たっちゃいますので、大体二、三分ぐらいを目安でもって市長さんにお伝えいただければというふうに思っておりますので、その点もよろしく願いしたいと思います。

それでは……。はい。

【堀井委員】 その市長さんにお渡しするときに、これの骨子と言うんですか。それこそA41枚程度の中身について、こういうものを渡すので、よろしく願いしたいということを委員長のほうからおっしゃるんですか。

【安藤委員長】 はい。そうです。

【堀井委員】 それで市長さんのほうから、受け取って、自分としてはこういうふうを考えているということをお願いしたいと。

【安藤委員長】 はい。お願いしたいと思いますが、どの辺まで言っていたかにはわかりません。

【堀井委員】 渡しっ放しじゃなくて、きっちり中身を伝えて渡していただきたいと思います。

【安藤委員長】 きっちり伝えるつもりでいますけれども、全部読むわけにはいきませんので、要点のところを言いますか、その部分を皆さん方が少しづつ二、三分の中で、ぜひこれはとか、これをぜひ考えてほしいとか、そういうことを含めてお伝えいただけるのかなというふうに思っておりますので。

【吉田委員】 答申（案）については、非公式に、事前に市長にはあるんですか。それは公式じゃないでしょうけれども、この答申（案）についてはお読みいただいていると。

【堀井委員】 読んで出てきていただくとうごくいい。

【安藤委員長】 そこまでは強制できませんから。

【吉田委員】 強制できないんだけど。

【安藤委員長】 市長は確実に、どういう中身かと絶対に言われますから。

【川合副委員長】 稲葉さんのことだから多分目を通す人だと思いますよ。

【事務局】 委員長、堀井委員とか、あるいは今井委員、それから、山路委員から、骨子をということで、事務局として次回の委員会までに骨子的なものを、満足していただけるかわかりませんが、簡略化したもの、あるいは場合によっては、できれば図式

化したものを含めて作成したいと考えています。

【安藤委員長】 無理しなくていいですよ。ほんとうのA4 1枚でいいですから。

【川合副委員長】 1枚が難しいんだよね。

【事務局】 ページだけでも2ページありますから。

【山路委員】 できれば1枚のほうがいいかと。

【事務局】 趣旨を体しまして。

【安藤委員長】 場合によってはA4かA3 1枚でできれば。

【山路委員】 わかりました。よろしくお願いします。

【安藤委員長】 事務局のほうはよろしいですか。

では、皆さんのほうはよろしいですか。これで終わりにしたいと思います。今度はラストですので、よろしくお願いします。

— 了 —